



### 3 食費・部屋代の負担軽減の見直しについて

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)の施設サービスや、ショートステイを利用する方の食費・部屋代については、全額を利用者負担とすることが原則ですが、市町村民税世帯非課税等の低所得者については、負担軽減のために補足給付として特定入所者介護(介護予防)サービス費が現物支給されています。

この補足給付支給の対象となる利用者負担段階は、第1・第2・第3段階のいずれかに該当する方ですが、平成28年8月からの見直しにより、第2・第3段階の判定に、非課税年金(遺族年金・障害年金)を含めることになりました。

上記見直しにより、平成28年7月まで利用者負担第2段階であった方が、8月以降第3段階に変更となっている場合がありますので、下記「利用者負担段階と負担限度額」を参考に、請求の際にはご注意ください。お願いします。

#### (参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者		負担限度額(月額)			
			部屋代	食費		
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	かつ、 (夫婦で2・000万円以下) 預貯金等が単身で1・000万円以下	多床室	0円	300円	
			従来型個室	(特養等)		320円
				(老健、療養等)		490円
			ユニット型準個室	490円		
			ユニット型個室	820円		
第2段階	平成28年7月まで	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 ・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と <b>非課税年金収入額</b> の合計が年間80万円以下の方	かつ、 (夫婦で2・000万円以下) 預貯金等が単身で1・000万円以下	多床室	370円	390円
	従来型個室			(特養等)	420円	
				(老健、療養等)	490円	
	ユニット型準個室			490円		
	ユニット型個室			820円		
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	かつ、 (夫婦で2・000万円以下) 預貯金等が単身で1・000万円以下	多床室	370円	650円	
			従来型個室	(特養等)		820円
				(老健、療養等)		1,310円
			ユニット型準個室	1,310円		
			ユニット型個室	1,310円		
第4段階	上記以外の方			負担限度額なし		

新設

平成28年7月請求分の支払日は8月30日(火)、9月請求分の提出締め切りは9月10日(土)です。なお、9月10日(土)は長野県自治会館1階で8:30~16:30まで受付を行います。